

結婚（晩婚）と家計その他の問題

— A woman marries her standard of living^{註1} —

中 川 孝 史

A. 緒 言

結婚はある特定の男性と女性との間の私的な関係であって、その相関性も親兄弟親戚間にかぎられ、きわめて小範囲である。然し政治や経済の構造そのものが問題にされている今日、ささやかな私的問題の如くに考えられがちであるが実はこの小さな人間関係である結婚がこの大きな政治や経済と無関係であり得ない。近時結婚の問題がとりあげられるだけいよいよ政治や経済と一層密接な関連があるわけである。戦後大きな変化をとげた政治・経済・社会の環境は今までの日本の生活様式に対して強いレジスタンスをこころみるに至った。特に若い人達の間には古い道徳や思想や習慣に疑問をいだき更に勇敢にこれに挑戦して自由結婚を羨望して古来の結婚様式を打破し、しゅうと対嫁、夫対妻の地位を高めようと努力し納得のゆかぬ結婚生活の続行に対しては離婚の自由を進めようとする傾向が顕著になってきた。即ち新しい世代に結婚する若い両性が結婚の幸福という価値観念によって結婚の拘束性を軽視して一生に一度という運命的なものと考えるのでなく幸福な生活をするための一つの試みと考える傾向が強くなって来た。このような態度は特に離婚を決意する人達にみられる。即ち幸福な結婚生活への希望を失った場合その結婚を解消して新しい生活への出発点を求め、或は新たな結婚の機会を期待しようとする。かくして、結婚をより高い精神的な結合たらしめようという価値観念と、ともに幸福でない結婚生活を解消することに対する抑圧観念の減退が一般に著しくなっている。

結婚の幸福と不離の関係にある家計の問題は戦後日本経済が深い断層におちこんで甚しい経済規模の変遷に見舞われたため漸次男女両性が晩婚の傾向をと

り、戦後数年間は結婚をも経済的取引化させたが現在もなお、この傾向は払拭されずに残存している。

数年前の結婚調査中の一つの設問「あなたが今結婚するとすれば如何なる男性を選ぶか」^{註2}に対してその答は「生活力のある男性」と答えた女性が圧倒的に多数で、職業婦人が21.2%家庭婦人が27%で大体平均して半分の女性の答である。このことは結婚の幸福という価値観念である愛情とか性格の調和等をオ一条件としながら、現実の前には、もろくも単なる理想でしかないことを示している。両性が結婚の相手を選択するにあたって誰しもオ一に愛情・人物・性格と答える筈である。これは相手方に望む人間的な理想である。然し現実の問題として結婚の継続は生活である。生活の継続は生活にマッチした家計である。家計はバランスのとれた収入と支出である。

現在両性の結婚年齢は社会的な諸条件に影響され、生理的な結婚適令期は、これによってゆがめられ著しい晩婚の傾向を示している。

B. 結婚の障害となる要因

a. 男女人口比率の不均衡

表1 年令及び男女別人口(単位1,000人)

年 令	昭 和 2 5 年			昭 和 3 1 年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	83,199	40,811	42,387	90,253	44,325	45,901
15 ~ 19	8,567	4,317	4,250	8,737	4,400	4,337
20 ~ 24	7,725	3,835	3,889	8,463	4,236	4,226
25 ~ 29	6,185	2,821	3,363	7,736	3,845	3,890
30 ~ 34	5,202	2,360	2,842	6,481	3,028	3,453
35 ~ 39	5,048	2,376	2,672	5,205	2,335	2,870
40 ~ 44	4,483	2,199	2,284	5,006	2,342	2,663
45 ~ 49	4,004	2,018	1,985	4,522	2,188	2,334
50 ~ 54	3,388	1,719	1,669	3,815	1,911	1,905

(註) 25年の数字はセンサスにより、31年の数字は同年10月1日の推計による。なお0才から14才までと55才以上の数字はこの研究に関係がないので総てはぶいた。

表1は昭和25年と昭和31年の日本の人口である。戦後我が国では日本国民は、ほとんど日本に生活しているから日本国民と日本人口とは大体同一とみることができる。然し少数であるが日本国民で日本を離れているもの、又外国人で日本に生活しているもの（約50万人）即ち日本人口の一部をなすものがある。この意味で人口と国民とは、かならずしも一致しない。人口は一つの集団事実であるから、この方法を知るには統計的方法によらなければならない。しかも或る一定の時点における瞬間の状態を示すのは静態人口統計^{註3}である。これに対し或る一定期間内の増減は動態人口統計である。そこで結婚それ自体は人口の変化でないが出生の原因であるという意味で、出生、死亡等と同じく動態人口統計の一部となっている。

終戦直後、我が国の経済が破壊混乱の極に達していた時、在外同胞の海外からの引揚げ並びに復員した兵員等によって人口は激増した。この増加した人口が如何なる内容や構造をもっているかを知ることが重要なことである。表1で昭和25年から31年まで6年間の人口増加は705万4000人である。昭和25年までの我が国人口増加の本質的構造を示したのが表2である。昭和20年から25年までの5年間を通じて自然増加人口は61%、社会増加が39%の割合になる。社

表2 戦後増加人口の本質的構造^{註3}

期 間	増加人口	自然増加	社会増加
昭和20~22	100	28	72
22~25	100	99	1
20~25	100	61	39

会増加がこのような大なる割合を占めることは近代人口増加の点で史上稀有のことである。昭和22年から昭和25年には社会増加の割合が1%に激減している。昭和25年以後に於ても社会増加の割合は問題にならない。かくして最近に至るまで我が国の人口増加は全く自然増加によるもので、おそらく近き将来には我が国は人口増加の点では社会増加はほとんどその意義をもたないものと考

えられる。昭和20年から22年には在外同胞の引揚げによって封鎖人口^{註5}は破れたが、その後再び封鎖人口にたちかえったわけである。

引揚者の半ば以上を占める海外で復員した人達は勿論全部男子であり、居留民で引揚げた人達にしても男子の人達が圧倒的に多数であった。表3が示す如く引揚げがさかんであった昭和20年から22年の間に於ては増加人口の69%が男

表3 戦後増加人口の男女別構造

期 間	増加人口	男	女
昭和20~22	100	69	31
22~25	100	52	48
20~25	100	62	38

子で31%が女子であった。即ち増加した人口の3分の2が男子であり、3分の1が女子の人口であった。昭和22年から25年の間では男子52%女子48%と相当接近している。全期間を通じて増加人口の62%が男子で、38%が女子で男子の人口増加は大きかった。

このように男子の人口増加が著しかったことは「人口の性比」^{註6}の不均衡を回復させる作用をした。戦前の我が国の人口は表4の如く男子半分女子半分という男女の均衡のよくとれた人口構成であ

った。ところが、終戦直後には多数の人達が海外にあって引揚げていなかったため、性比は女子100に対し男子89という著しい不均衡状態を示し、その後漸次引揚げによつて女子人口よりも男子人口が著しく増加したため以上の性比は昭和21年に91.0、22年に95.0、25年に96.0と明らかに回復を示している。この性比の均衡

表4 我国人口の性比

調査年月日	性比 女100につき
大正 9. 10. 1	100
14. 10. 1	101
昭和 5. 10. 1	101
10. 10. 1	101
15. 10. 1	100
20. 11. 1	89
21. 4. 26	91
22. 10. 1	95
25. 10. 1	96

表5 我が国の婚姻率

年次	婚姻率	年次	婚姻率	年次	婚姻率
大正 4	8.1%	昭和 13	7.5	昭和 23	11.9
9	9.8	14	7.5	24	10.3
14	8.7	15	9.2	25	8.6
昭和 5	7.9	16	10.8	26	7.9
10	8.0	17	9.1	27	7.9
11	7.8	18	10.0	28	7.8
12	9.5	22	12.0	29	8.0

の回復は戦後結婚を促進する重要な要因の一つとなったが昭和24年から再び漸次婚姻率（表5）の低下を示し始め現在に至っている。

一方昭和25年から出生減退が始って自然増加は収縮の傾向に転じた。170万を越えた自然増加は昭和25年に140万となり年々減少して最近では100万余に収縮し戦前の水準に漸く接近しようとする状態である。この著しい自然増加の収縮は全く妊娠中絶^{註7}による出生減退であることは疑う余地はない。昭和22年頃のベビー・ブームに生れた男児が平均結婚年令の26才（仮定）になるのが昭和48年でその時の男性の数は約135万人となる。これに対して以上の男性の結婚の相手になる女性が平均結婚年令を23才（仮定）とすると、それ等の女性の出生は昭和25年頃の最も妊娠中絶が顕著に現われ初めた頃でその数は約85万人^{註8}である。一方人口問題研究所の調査（昭和32年12月）によれば15才以上の独身男性の数は11,455,600人で同様女性の数は13,523,600人で女性の数が207万人多い。このように我が国の男女数のバランスは昭和15年頃まではよくとれていたのであるが、この年次を限界として漸次アンバランスな状態となってきたことが男女共に晩婚になった一つの原因である。なお表6は東京都内にある9百貨店に勤務する女子従業員の、それぞれの店舗に於ける平均勤務年数をとって見たのであるが、これ等も戦前の大体2年3月という勤務年数に比べて非常に勤務年数がのびて婚期（勿論結婚後も引続き勤務する人もあるが、全体からみると大した数でない）の遅れてきていることがこの一つの職場をとってみてもわ

かる。

表6 百貨店女子従業員の平均年令及び平均勤続年数(東京)

店名	年令	勤続年数	店名	年令	勤続年数
三越	24.4	5.1	大丸	22.0	2.10
松屋	24.7	4.7	東横	24.0	4.10
松阪屋(銀座)	24.0	4.7	白木屋	25.0	5.11
伊勢丹	22.8	4.0	そごう	20.0	0.10
松阪屋(上野)	23.2	4.4			

(註) 昭和33年3月現在なお大丸、そごうの数字の小さいのは東京に店舗をかまえてからなお日が浅いからである。

b. 民法上の影響

旧民法上の家は戸主を中心とする親族共同団体で戸主権によつて統率されていた。その主たるものは各種の同意権、離籍又は復籍拒否権及び居所指定権であった。改正民法はスイス民法に倣って結婚能力年令を男子は満18才女子は満16才と定め(民731条)未成年者の結婚の場合にのみ父母の同意を必要としている(民737条)以外、結婚は両性の合意のみに基いて成立するので夫婦が同様の権利を有することを基本として相互の協力によって維持されねばならないとしている。就中従来結婚生活の費用は夫又は戸主である妻が負担することになっていた(旧民798条)が夫婦が同等の権利を有すると共にその義務も亦同じでなければならないから、結婚生活に必要な費用は夫婦が分担するものとしている。ここにいう分担は夫婦両者が必ずしも均分を意味するものでないが、両者の資産、収入その他一方の事情を斟酌して両者が納得の上で、決定するのであるが、才三者に対する債務については原則として夫婦は連帯責任を負わねばならない。旧民法では日常の家事については妻は夫の代理人とみなされ妻が日常の家事について才三者と法律行為をするとそれから生ずる債務については夫が負担し妻には責任はなかったのであるが、これも夫婦同等の原則に反するとして改められ、夫婦間の権利の時効(民159条2項)について結婚解消後も6カ月間は夫婦何れも時効にかからないものとしている。以上のような権利義務が夫

婦の生活の中で日々行われねばならぬとなると家庭生活は実に味気ないものとなるであろうし、結婚を決意しようとする両性特に女性は辟易する。事実民法の条文の、いう通りそのまま実行しようとする男性が相当あるので女性側の結婚に対する決意を次第ににぶらせる原因になっている。又法の上で夫婦は互に協力扶助をしなければならない、というのは男女の本質的平等の立場からの協力扶助と解すべきであって、無差別ということではない。男女は生理的に異り、家庭での役割も全く異っている。従って夫婦は本質的に平等であるが、その差別に従い持分に応じた協力扶助を意味するのである。

戦後民法改正以来その精神はあらゆる階層に正しく解され、或は歪められて解されつつ漸次侵透し結婚をめぐる諸々の価値の変化はきわめて著しく、結婚生活を家長のため、「家」のため、「親」のために犠牲にし、その重点を「つとめ」におく考え方は弱くなり、婚結生活それ自体を一つの目的と考え、その幸福を重視する傾向が強くなって来ている。しかし未だ家族制度の余韻が残存してスムーズな結婚の実行をさまたげている。

国立世論調査所の調査（昭和29年8月）によると、一家中で親子間の関係が円満に行かなくても夫婦間が円満に行っているのと、夫婦間が円満でなくとも親子間が円満に行っているのと、どちらがよいかという質問に対して次のような答を得ている。

1. 親子夫婦の間では親子の間が第一とするもの……………21%
2. 親子夫婦間で夫婦の間が第一とするもの……………54%
3. 一概に云えぬとするもの……………15%
4. どちらともわからぬもの……………10%

この数字は従来の家族制度的結婚観に対して実に驚くべき思想の変化を示している。結婚生活の幸福を親子関係の円満よりも重要とする人が54%もあり、更に一概に云えぬという動搖的態度のものを加えると69%という数字になる。結婚の幸福を犠牲にしてもよいと考えられる人は僅かに21%にすぎない。又一方民法は家督相続を廃し相続は財産相続の一本建となった。その結果一人相続

から共同相続制になり、数人の子は男女の別をとわず同順位で一定の相続分を持つ（民900条）、このように数人の子は共同相続をするのであるから、相続財産は各相続人に分割されて相続が何代か続くと元本の財産は次第に零細となることをまぬがれない。又結婚後の夫婦間の財産関係（民755条756条758条）についても契約財産制、法定財産制を規定している。民法改正は建設的な側面をもっているが今一つの側面を見ると、それは重大な誤りを犯すことになる。資本主義社会に於ては階級の分化は益々はなはだしくなり、大衆の収入は生産力の発展と不均衡に相対的に小さくなり、富める者と貧しきものとの間隔は、合法的な結婚それ自体にも上述の如く著しく取引的性格をおびさせる傾向になってきている。従って民主的な法の改正に同調しない日本経済の歩みは、すばらしく晩婚の原因となっている。

c. 経済事情による結婚の困難

われわれの生活が24時間を1区切りに営まれる労働力再生産の過程であり、同時に物の消費と生産の過程であるが、これはわれわれの生活を貫いている根幹にすぎない。生活が社会の複雑な各部面の交錯の中に営まれ、又現在の生活には過去からの慣習や様式が流れている結果、われわれの生活は複雑な内容をもっている。それに更に現在の社会的地位、職業、教育程度等の相違が内容、形式を複雑にして実生活面は多様をきわめるのである。然し如何に複雑多岐であっても、その生活を支えるものは収入であるという点だけは共通している。

支出の構造は何によって影響を受けるか、これが才一の問題である。先ず家族構成員数である。家族員数が増加すれば生活費は膨張することはいうまでもない。更にその成員の年令、健康状態、教養程度等で支出費目の割合が変る。次に収入の多少が大きく関係することも当然である。それぞれの家庭の社会的地位や職業の相違も関連をもっているし、又その生活のある場所や地域も影響する。一般的には経済的変動が消費物資の価格の騰落や収入の増減に影響を与える。これ等の一つ一つについて探究するのは、ここでの目的でないから省略するが家族構成員数が増加すれば支出は当然その影響を受ける。この世帯人員

の増加に伴う支出の増加が支出構造の上に如何に影響をおよぼすかが二の問題である。それを昭和30年の家計調査（総理府統計局）の結果によってみると人員増加によって飲食物費の割合は膨張し殊に主食費の割合が増加する。その他の飲食物費は減っている。住居費，光熱費，被服費，その他の消費はいずれもその率が人員の増加に伴って下っている（表7）。家族数の増加は一人当り

表7 (全都市勤労者世帯)世帯人員数別消費支出構造(%)

	平均	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
消費支出総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
飲食費	44.5	39.8	41.8	43.7	45.0	44.6	47.4
穀類	16.3	12.1	13.5	14.8	16.5	17.2	20.1
その他	28.2	27.7	28.3	28.9	28.7	27.4	27.3
住居費	6.1	8.4	7.2	6.7	6.0	5.4	5.1
光熱費	5.0	5.3	5.3	5.2	5.0	4.9	4.9
被服費	12.2	12.5	12.7	12.5	11.9	12.6	11.4
その他の諸費	32.2	34.0	33.0	31.9	31.9	32.5	31.2

支出額の上に影響する。31年度の家計調査によって算出すると（表8）の如く5人世帯までは一消費単位当り支出額は増してゆくが6人世帯以上になると減少し始める。家族員数が多くなれば原則として収入額も増加し，消費単位当り実支出額も増加するが，それには限度があることがわかる。

表8 一消費単位当り消費支出額

	消費支出額	消費単価		消費支出額	消費単位
2人世帯	14,511円	(1.14)	5人世帯	17,496円	(1.39)
3人世帯	15,757円	(1.23)	6人世帯	17,330円	(1.60)
4人世帯	16,906円	(1.28)	7人世帯	15,330円	(1.86)

都市と農村との支出構造の地域差を小売物価についてみると東京都の小売物価を100として地方都市のそれをみると（表9）のように総合指数でも食料でも地方によって区々である。更に同一都府県内でも，さらに差異のあることは

表9 地方都市総合及び食料指数

	総合	食料		総合	食料
横 浜	97.1	98.7	富 山	94.3	98.0
大 阪	98.1	100.1	甲 府	90.8	91.5
札 幌	100.5	100.7	鳥 取	90.5	94.9
青 森	94.5	96.6	今 治	91.5	97.3
仙 台	93.0	93.7	福 岡	98.5	100.1
高 崎	94.0	94.0	鹿 児 島	96.0	97.1

昭和30年平均

常識となっている。都市、農村の生活の相違は、その消費構造の相違として表現されるが同じ都市生活にしてもその都市の大小、近代都市と地方都市との間で又多少消費構造に違いがある。結婚ということによって成立する、あらたな家庭構造即ち1 + 1の家族構成が経済的にスムーズに継続することを期待するとして男子平均結婚適令年令を26才、大学卒業後2・3年とすると現在近代都市で勤務する各種企業の之等の人達に支払われる労働の対価は表10に示した如くである。すると結婚適令期の男性の大体の収入は1万3,4千円ということになる。これに対し表11にある生活階層の一人当り消費支出額（算定の経過は略す）は5,922円となる。結婚によって生ずる一カ月の消費支出額は11,844円と一応計算上は倍額ですむが現実の新婚家庭の支出は計算通りに行かず、これを若

表11 各業種の一人当消費支出額

	1人当消費 支 出 額	臨時雇支出 額=100
臨 時 労 務 者	3,560円	100.0
日 雇 労 務 者	3,013	84.6
常 用 労 務 者	4,309	121.0
商 人・職 人	5,036	141.4
自 由 業 者	5,683	159.6
企 業 職 員	5,922	166.3
官 公 職 員	5,911	166.2
経 営 者	5,728	160.9
そ の 他	4,157	116.7

干上廻るものと考えられる。表10の収入の可処分所得と、結婚生活を経済的に全うする数字とを比べると現在我が国の結婚適令期にある男性は総て結婚生活の能力がないことになる。従って結婚適令期に達した男性が経済的に最低の文化生活をなし得る可能性が出来るのは、大学卒業後6年、年令で30~31才ということになる。戦後若き男性が晩婚になる原因はここにもある。現代の社会においては、われわれは過去の資本主義成立期の如く中産的独立生産者や開拓者のように将来の希望に燃えて生活を送ることは不可能に近い。大部分の労働者や勤労者が節欲や禁欲によって富を蓄積してよりよき生活に到達する見込みは、ほとんどない。結婚生活に於ても特別な経済的事情がないかぎり、男性の低収入を補助する手段として女性の勤労が考えられるが、我が国のような複雑な家庭の労働雑事を負荷され又やがては出産という現実の前には妻の勤労は不可能に近いし、女性の職場は広くなったとは云え、男性のそれに比べると極めて狭いものであり、且つその賃金は男性に比べて低く又指導者的地位につく可能性はほとんどないか或は非常に制限されている。我が国の女性の勤労期間は若い間にかぎられ女子勤労者の72%は16才~24才までであるが同年令の男子勤労者は僅かにその31.7%である。女性の勤労者の大部分は経済的に独立の生計を望むことは困難である。親、兄弟等の世帯の僅かな構成部分となり、それに寄生するか（小遣い取り勤労）或は、その家計のほんの一部の不足を補う（家計補助勤務）にすぎない。

戦後、結婚後の一つの特徴として、幸福でない結婚を解消することに対する抑制の減退が一般的になり、このことが高い離婚の数字となって現われている。表12は最近10年間の離婚申立件数であるが、この数字は調停事件となって裁判所に申立てられたもののみであるから、裁判所の手続を経ないで夫婦の合意で離婚の成立した協議離婚数を合計すれば、おそらく二倍以上の数字となることが推察できる。そして、その離婚原因を不貞、虐待、遺棄、浪費、犯罪、疾病、性格の相違、尊属との不和、経済的のもの、その他と分類されているが、ここにあげられているのは離婚の直接原因であるが、更にその遠因を探求するとい

表12 10年間の全国家庭裁判所離婚申立件数(カッコ内は婚姻不履行)

	総 数	男	女
昭和 24 年	11,818 (4,902)		
25 年	13,557 (4,800)	2,759 (647)	10,738 (4,087)
26 年	12,746 (3,883)	2,789 (496)	9,907 (3,363)
27 年	12,703 (4,284)	3,010 (540)	9,673 (3,734)
28 年	12,847 (5,354)	3,180 (766)	9,652 (4,577)
29 年	13,493 (5,116)	3,404 (728)	10,082 (4,376)
30 年	13,961 (5,379)	3,634 (753)	10,321 (4,620)
31 年	13,844 (5,142)	3,856 (804)	9,974 (4,333)
32 年	14,444 (5,171)	3,952 (755)	10,483 (4,409)

ずれも多少の差こそあれ経済的不如意がその源となっていることがわかる。

C. 総 括

結婚の問題は現在では単なる個人の私生活の問題として考えられなくなった。以上述べるところによって一般に男女青年は晩婚となり、生産年令人口の急増は当然に労働市場への圧力となって現われる。そして労働市場の人工過剰は労働条件の悪化という形で現われ、必然的に低所得層が増大する訳である。こうした傾向の中で出生率の低下は多くの問題をもっている。出生率の低下は単に国民生活が近代化されたという理由だけではない。それは一面では経済生活の窮乏がそうさせているのである。この晩婚の問題は働く意思のあるものには適当な職場がまつ社会、それに対し正当な労働の対価の支払われる社会、総ての人の生活が保障される社会、に吾々の社会が、組みかえられてゆかないかぎ

り結婚適令年令がくれば結婚のできる社会は当分望めないであろう。

(昭和33年12月)

集註

1. Willard Waller, "The Family," P.243 Dryden Press, New York, 1948. 主題の副題のような形をとったが Willard の云う短い文章は非常に深い意味をもたせている。結婚に直面する若い両性は経済的な面を軽視しがちであるが、経済的支出がなくて家庭生活は成立しない。そのことは男性より女性の方が、よりよくその重要なことを知っているという彼の考え方から端的な表現としてこの文章が生れたのであろう。
2. 昭和28年読売新聞の全国的結婚調査による。
3. 人口は絶えず運動しているから、これを統計的に把握するには一つの時点に切断してこれを観察しなければならない。かくして、あたかも動いているものを写真にとるように人口の進行運動を一つの瞬間にとどめて観察するのが人口静態である。
4. 増加人口 = 出生 - 死亡 + 流入 - 流出
自然増加 = 出生 - 死亡
社会増加 = 流入 - 流出
∴ 増加人口 = 自然増加 + 社会増加
5. 地球と他の遊星との間に人口の流入や流出が全然おこらない。即ち、この地球の人口の如く他の遊星と流入や流出のおこらない人口が封鎖人口で出生と死亡とのみ、或は自然増加のみで定められる人口である。
6. 女子人口に対する男子人口の比率、又は男子人口に対する女子人口の比率で人口の性比を表わすことも少くない。表4は女子人口に対する男子人口の比率で性比を表わしている。
7. 人工妊娠中絶実施件数

昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年
25万人	49万人	64万人	81万人	107万人	114万人	117万人	115万 6千人	117万人

厚生省調査によったが人工妊娠中絶を受ける数は年々増加してゆくことは上表の如くであるが、無届によるものの数を推定するとおそらく約170万件になるから、実に出生数と、ほとんど同数となり一人生まれると、一人が暗に葬られるわけである。(参考) 大阪市に於ける年間出生は約4万人で人工中絶数は(届出あるもの)4万位で出生と同数であるが、人工中絶の実数はこれの3倍から4倍と推定される。

8. 20才～29才女子の有配偶率

年 次	20才～24才	25才～29才
1920年	64.9%	85.8%
1930	60.1%	87.6%
1940	45.2%	82.8%
1950	42.7%	79.1%
1955	33.0%	76.5%